

公益社団法人日本精神科病院協会における公的研究費の不正防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本精神科病院協会（以下「協会」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正な運営及び管理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、厚生労働省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

2 前項に掲げる公的研究費以外の競争的資金等及び民間企業等からの研究費の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号のいずれかに該当する行為（悪意のない誤り及び意見の相違によると見なされるものを除く）をいう。

(1) 捏造

存在しないデータ、研究成果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

4 この規程において「不正使用」とは、実体を伴わない謝金・賃金を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること、実体の伴わない旅費を支払わせることをはじめとする、法令、配分機関の規程及び協会の規程に違反する経費の使用をいう。

5 この規程において「研究者等」とは、公的研究費に係る研究者・職員及び運営・管理に関わるすべての者をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令ならびに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

(機関内の責任体系)

第4条 協会の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者、研究倫理教育責任者を置く。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、協会全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとし、会長をもって充てる。

2 最高管理責任者が率先して不正防止計画に対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営及び管理が行えるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 最高管理責任者は、基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。

5 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務処理手続きに関する規定を制定し、関係者に周知し、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

6 最高管理責任者は、公的研究費の執行に当たって、当該研究費が税金等公的資金によるものであることを教職員等個々に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう対応するものとする。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、研究を担当する副会長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする協会の具体的な対策を策定・実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、事務局長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、次の各号に掲げる役割を果たすものとする。

(1) 不正防止計画をはじめとする協会の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 公的研究費の運営・管理に関わる研究者等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第8条 コンプライアンス推進責任者の職務を補佐するため、コンプライアンス推進副責任者を置くものとし、総務部長をもって充てる。

(2) 会長、事務局長は、第8条第1項に定める者の他、コンプライアンス推進副責任者を定めることができる。

(研究倫理教育責任者)

第9条 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上を図るため、研究倫理教育責任者を置くものとし、事務局次長をもって充てる。

(1) 研究倫理教育責任者は、研究機関全体として研究倫理の向上を図るため、研究倫理教育を行わなければならない。

(2) 研究倫理教育責任者は、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、専攻分野の特性に応じた研究倫理教育を行わなければならない。

(公的研究費の事務管理運営)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務管理運営を協会事務局へ委任する。

2 公的研究費に係る事務管理運営に関する事務局管理責任者には、事務局長があたる。

3 事務局内に公的研究費申請及び事務処理手続きに関する協会内外からの相談を受けの窓口を設置し、総務課がこれにあたる。

4 総務課は、公的研究費に係る情報を研究者等対して分かりやすい形で周知しなければならない。

5 事務局内に公的研究費の使用に関するルール等について、協会内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、総務課がこれにあたる。

6 予算の執行及び経理に関する管理の統括的な業務については、経理課は、効率的かつ適正な予算執行管理を行なうとともに、研究者に対して公的研究費の使用に関する助言を行わなければならない。

7 公的研究費の使用にあたり、物品の購入、納品の検収については、総務課がこれにあたる。

8 公的研究費の使用にあたり、謝金支出、預金通帳の管理、納品業者への支払い等については、経理課がこれにあたる。

9 その他必要な事項は、最高管理責任者の指示により行うものとする。

(不正防止への取り組み)

第11条 最高管理責任者は、公的研究費を適正に運営及び管理し、不正行為及び不正使用を発生させる要因を把握するために、不正防止計画を作成し実施しなければならない。2 最高管理責任者は、公的研究費に関する不正行為及び不正使用について、その疑いも含めて、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、その結果により適切に処理するものとする。

3 研究者等は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等を適切な期間保存し、必要な場合には開示しなければならない。ただし、関連する法令又は協会の関連規程等に保存期間の定めのある場合は、それらに従うものとする。

(不正防止委員会)

第12条 本学の公的研究費を適正に運営・管理する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当する組織として不正防止委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる者で組織し、委員長は委員の中から会長が委嘱する。

- (1) 副会長
- (2) 理事
- (3) 事務局長
- (4) 委員長が指名する職員

3 委員会は、不正防止計画の推進にあたり、次の各号に掲げる審議を行う。

- (1) 不正防止計画の策定に関する事。
- (2) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握と検証に関する事。
- (3) 不正発生要因に対する改善策を講ずる事。
- (4) 行動規範の策定等に関する事。
- (5) 研究者等に対し不正防止に係る情報の周知と公的研究費を扱う者として 必要な意識の徹底を図る事。
- (6) 不正防止計画の進捗状況を検証する事。
- (7) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関する事。

4 委員会は、不正防止計画を研究者等に対して分かりやすい形で周知しなければならない。

5 委員会の事務は、関係部署の協力を得て、総務課において処理する。

(不正に係る相談・告発の処理)

第13条 不正行為または不正使用に係る相談・告発の処置及び告発者の保護等に係る事項は別に定める。

(不正に係る調査ならびに事実の認定)

第14条 不正行為または不正使用が行われたとの疑義が生じた場合の処理については別に定める。

(監査制度)

第15条 最高管理責任者は、公的研究費の監査を行うため、内部監査部門を設置する。

2 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄とし、監査はすべて最高管理責任者の指示により行われるものとする。

3 内部監査部門は、毎年、定期的に内部監査を行うものとする。

4 内部監査部門は、経理課を中心に、最高管理責任者が指名した協会理事・職員若干名により組織するものとし、公的研究費に関わるすべての監査を行うことができる。

5 内部監査部門は、監査内容に応じて、担当以外の理事・職員を指名し、専門的な意見を聴取することができる。

6 内部監査は、協会全体の見地に立った検証機能を果たすため、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する確認の他、体制の不備の検証も行う。

7 内部監査部門は、監査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

8 最高管理責任者は、検査結果を委員会において公表する。委員会は、運営管理の見直しを行い、必要に応じて関係者に運営・管理の改善を指示するものとする。

9 内部監査部門は、公益社団法人日本精神科病院協会の監事との連携を図り、監査内容の適正化に努めなければならない。

(雑則)

第16条 この規程に定めるほか、必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程を改廃しようとする場合には、理事会の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月30日から施行する。